Ⅶ　学校いじめ防止対策基本方針

益城町立広安小学校　いじめ防止対策基本方針

～すべての児童が生き生きとした学校生活が送れるように～

Ⅰ　いじめ問題に関する基本的な考え方

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

【文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における定義より】

Ⅱ　未然防止

1　児童や学級の様子を知るために

①　教職員の気づきが基本

・児童と同じ目線で物事を考え、同じ目線で場を共にする教職員

・児童の些細な言動から、状況や精神状態を推し量ることができる感性を持つ教職員

②実態把握の方法

・日々の観察及び家庭訪問　・いじめアンケートの実施　・教育相談の充実　・校種間の連携強化

2　互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくりのために

①児童のまなざしと信頼

・教職員は、児童のよきモデルとなり、慕われ、信頼されることが求められている。

②心の通い合う教職員の協力共同体制

・学年、学校全体での温かい学級経営、教育活動の展開　・教職員の共通理解

・報告、連絡、相談（情報集約担当者を中心とした組織的対応）

・児童一人ひとりと向き合う時間の確保

③自尊感情を高める学習活動や学級活動、学年・学校行事

・授業において他者と関わる場の工夫及び学校行事の計画、実施

・それぞれの違いを認め合う学級づくり　・児童の自己肯定感につながる教師の賞賛、声かけ

3　命や人権を尊重し、豊かな心を育てるために

○人権教育、道徳教育の充実

・いじめは、相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない

・人の痛みを思いやる児童の育成（生命尊重の精神、人権感覚、人権意識、基本的認識）

Ⅲ　早期発見

1　いじめ発見のきっかけ

①　アンケート　＞　②　学級担任の気づき　＞　③　本人からの訴え　＞　④　保護者からの訴え

2　早期発見のための手立て

○日々の観察～児童がいるところには、教職員がいる～　　○観察の視点～集団を見る視点が必要～

○日記指導の活用　～コメントのやりとりから生まれる信頼関係～

○教育相談（学校カウンセリング）～気軽に相談できる雰囲気づくり～

○いじめ実態調査・アンケート～アンケートは実施時の配慮が重要～

3　日頃からの相談しやすい環境づくり

Ⅳ　早期対応

◇　いじめ対応の基本的な流れ

いじめ情報のキャッチ

- 「危機管理・不祥事防止対策委員会」を招集する。
- 「いじめ・不登校対策委員会」を招集する。
- 見守る体制を整備する。（登下校、休み時間、掃除時間、放課後等）

正確な実態把握

- 当事者双方、周囲の児童から聴き取り、記録する。
- 個々に聴き取りを行う。
- 関係教職員と情報を共有し、正確に把握する。
- ひとつの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握する。

指導体制、方針決定

- 指導のねらいを明確にする。
- すべての教職員の共通理解を図る。
- 対応する教職員の役割分担を考える。
- 教育委員会、関係機関等との連携を図る。

保護者との連携

- 直接会って、具体的な対策を話す。
- 解決への協力を求め、今後の学校との連携方法等を話し合う。

児童への指導・支援

- いじめられた児童を保護し、心配や不安を取り除く。
- いじめた児童に、相手の苦しみや痛みに思いを寄せる指導を十分に行う。
- 「いじめは決して許されない行為である」という人権意識を持たせる指導を行う。

今後の対応

- 継続的に指導や支援を行う。
- カウンセラー等の活用も含め心のケアにあたる。
- 心の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級経営を行う。

Ⅴ　いじめ問題に取り組む体制の整備

◇　危機管理・不祥事防止対策委員会の設置について

いじめ・不登校対策委員会

＜構成員＞
校長、教頭、主幹教諭、人権教育主任、生徒指導担当、養護教諭、関係職員等

＜調査班＞
学年主任、学級担任、生徒指導担当、養護教諭等

＜対応班＞
学年主任、学級担任、人権教育主任、学年教職員等

いじめ発生 → 緊急対応会議

＜校内組織＞
- かしこく部
- なかよく部
- すくすく部
- のびゆく部
- 人権教育推進委員会
- 特別支援教育推進委員会

※定例の危機管理・不祥事防止対策委員会は、学期に１回程度開催する。

※いじめ事案の発生時は、緊急対応会議を開催し、事案に応じて調査班や対応班等を編成し対応する。

※危機管理・不祥事防止対策委員会での内容や事案に応じての対応については、職員会議等において報告し、全職員に周知徹底させる。

Ⅵ　益城町教育委員会、警察、地域等の関係機関との連携

１　益城町教育委員会との連携ついて

○重篤ないじめを発見した場合は、速やかに益城町教育委員会へ報告、問題の解決に向けて指導助言等を受ける。

２　警察との連携について

○地域の警察との連携を図るため、定期的にまたは必要に応じて、相互協力する体制を整えておく。

○児童の生命・身体の安全が脅かされる場合には、直ちに通報する必要があります。

３　地域等その他の関係機関等との連携について

○いじめた児童のおかれた背景によっては、児童相談所、民生委員等の協力を得ることも視野に入れて対応する必要がある。